

薬生水発 0930 第 4 号
令和元年 9 月 30 日

各都道府県水道行政主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局水道課長
（ 公 印 省 略 ）

水道基盤強化計画、都道府県水道ビジョン及び水道広域化推進プランの
関係性について

水道法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 92 号。以下「改正法」という。）の施行に関し、全般にわたる改正の趣旨、内容及び留意点については、「改正水道法等の施行について」（令和元年 9 月 30 日付け薬生水発 0930 第 1 号厚生労働省医薬・生活衛生局水道課長通知）により通知したところであるが、このうち、水道基盤強化計画（以下「計画」という。）、都道府県水道ビジョン及び水道広域化推進プランの関係性について、下記のとおり、とりまとめたので、今後、計画、都道府県水道ビジョン及び水道広域化推進プランを策定又は改定する際には、留意願いたい。

なお、「広域的水道整備計画及び都道府県水道ビジョンについて」（平成 26 年 3 月 19 日付け健水発 0319 第 3 号厚生労働省健康局水道課長通知）は、本通知をもって廃止する。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的助言である旨申し添える。

記

第 1 計画と都道府県水道ビジョンとの関係性について

水道事業の広域連携も含め、都道府県における水道事業が目指すべき方向等を定めた基本的なビジョンである都道府県水道ビジョンについては、その策定を各都道府県に要請しているところであるが、計画策定に当たっては、既に都道府県水道ビジョンを策定している場合にあつては、同ビジョンにおいて設定をした圏域等の内容を活用しつつ、水道の基盤を強化するための基本的な方針（令和元年厚生労働省告示第 135 号）に基づき、その内容を充実・具体化させることにより策定することも可能であること。

また、都道府県水道ビジョンを未策定の都道府県においては、計画策定を通じた検討内容を十分活用すること等により、引き続き、別添の「都道府県水道ビジョン作成の手引き」を参照のうえ都道府県水道ビジョンを策定されたい。

第2 計画と水道広域化推進プランとの関係性について

水道広域化推進プランは、計画の策定に先立って、広域連携の推進方針やこれに基づく当面の具体的取組の内容等を記載するものであり、最終的には計画に引き継がれることを想定しているものであること。

計画策定に当たっては、水道広域化推進プランの記載内容を活用しつつ、策定されたいこと。

また、同プランの策定に先立って、計画を策定した場合にあっては、計画の策定をもって同プランの策定したことをみなすことができること。